

2023年6月19日

令和4年度
入札制度及び運用に関する
意見書

松阪市入札等監視委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 委員名簿	2
3. 委員会の開催状況	2
4. 審議事案の総評	3
図1 発注工事の金額・件数の推移	
5. 令和4年度の入札制度改正後における落札率の検証とそれに対する意見	4
(1) 落札率の比較（最低制限価格制度）	
図2 最低制限価格を定めない案件を除いた平均落札率の状況	
(2) 落札率の比較（低入札価格調査制度）	5
表1 低入札価格調査制度の施行状況	
図3 低入札型の平均落札率の状況	
(3) 総合評価落札方式	7
表2 松阪市公共下水道事業松阪第1処理分区38号外汚水管渠及び配水管 布設替工事	
(4) 災害時における指名競争入札の適用	8
表3 令和4年度指名競争入札を適用した災害復旧工事	
6. 当委員会が特に注目した項目とそれに対する意見	9
(1) 当委員会が注目した入札結果について	
①当委員会がこれまで指摘した件について	
ア)ランダム係数の廃止について	
イ)低入札価格調査制度の改正について	
②同日落札制限について	
表4 同日落札制限による入札無効で高値落札、入札不調となった事案	
(2) 週休2日制工事	10
(3) 工事の平準化	11
図4 建設工事の四半期別発注件数	
図5 建設工事の四半期別発注割合	
(4) インセンティブ型入札	12
表5 インセンティブ型入札発注	
表6 令和4年度インセンティブ型入札案件	
表7 インセンティブ型入札参加可能業者数	
7. むすびに	14

1. はじめに

当委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく第三者機関として平成19年度に設置され、毎年、松阪市（以下、「本市」という。）に対し、入札や契約状況などについての監視事項や提言などを取りまとめて市長に対し意見を具申してきた。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変わった中、景気は一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直し、先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れ、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしている。このような中、政府は難局を乗り越え、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていくべく、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を早急に実行するとしている（内閣府月例経済報告書より）。

本市においても、市が所管する施設における省エネルギー化等のカーボンニュートラルに向けた取り組みや、アフターコロナを見据えたポストコロナ地域経済活性化事業として、市内の中小企業・小規模事業者の事業成長に欠かせないDX関連の課題解決への支援策や、起業を目指す女性と起業家間のネットワークを構築し、起業に係る課題等相談しやすい環境整備を行うなどの政策が打ち出されている。

一方、公共工事においては新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置として適切な対応を行い、工事の継続に努めてきた。建設業界を取り巻く情勢は刻々と変化しており、国土交通省が行った価格動向調査（令和5年3月1日～5日現在）による現在及び将来（3か月先）の資材価格はセメント、生コンクリート、異形棒鋼がやや上昇傾向にあり、このまま原材料の価格が更に高騰して工事価格を押し上げることが懸念される。また、人材の確保などさまざまな課題がある中で、社会資本の整備を目的とし、とくに防災・減災、国土強靱化に伴う災害対策をはじめとした公共工事は今後も継続的な実施が求められる。

このような状況を踏まえつつも公共工事は、最少の予算で最大の効果を確保しつつ、公共調達に適時に公正・効率的に円滑に実施される必要がある。当委員会では本市の入札・契約手続及び制度のあり方について、公正性、公平性、競争性、透明性と品質確保に重点を置き、様々な角度から審議を重ねてきた。また、令和3年度から最低制限価格をはじめとした入札制度の改正が行われたが、これらも含めて今回の意見を具申する。

2. 委員名簿

氏名	職名等	備考
楠井 嘉行	三重大学学長顧問/弁護士/博士（医学）	委員長
村田 裕	前名城大学法科大学院教授/三重県市町村振興協会和解あっせん事業運営委員会会長	副委員長
坂本 昇	税理士/行政書士	R5. 4. 30 任期満了
鏡 大介	税理士	R5. 5. 1～ 委嘱
伊藤 久美子	三重県私学協会専務理事/博士（法学）	
横山 賢	前三重県建設技術センター常務理事/一級建築士	

3. 委員会の開催状況

令和4年度の当委員会で監視対象とした案件は402件（工事308件、委託79件、不調6件、中止9件）でその他継続審議を行っている低入札価格調査制度による案件のほか、落札率が高かった案件や入札参加者の少なかった案件、特殊性のある案件など178件を抽出し、入札・契約における公正性、公平性、競争性、透明性や契約価格の妥当性、品質確保などについて、慎重に審議を行い、課題の整理を行った。

また、契約金額1,000万円以上の随意契約の内容や契約の適正性などの審査を実施した。

【令和4年度 委員会開催状況】

定例会	開催日	審議内容
臨時会	令和4年4月25日（月）	意見書の作成
臨時会	令和4年5月2日（月）	意見書の作成
第1回	令和4年6月7日（火）	令和3年度意見書を市長に提出
第2回	令和4年7月29日（金）	監視対象件数 97件、抽出案件39件
第3回	令和4年10月27日（木）	監視対象件数 113件、抽出案件46件
第4回	令和5年1月30日（月）	監視対象件数 143件、抽出案件78件
第5回	令和5年3月27日（月）	監視対象件数 49件、抽出案件15件

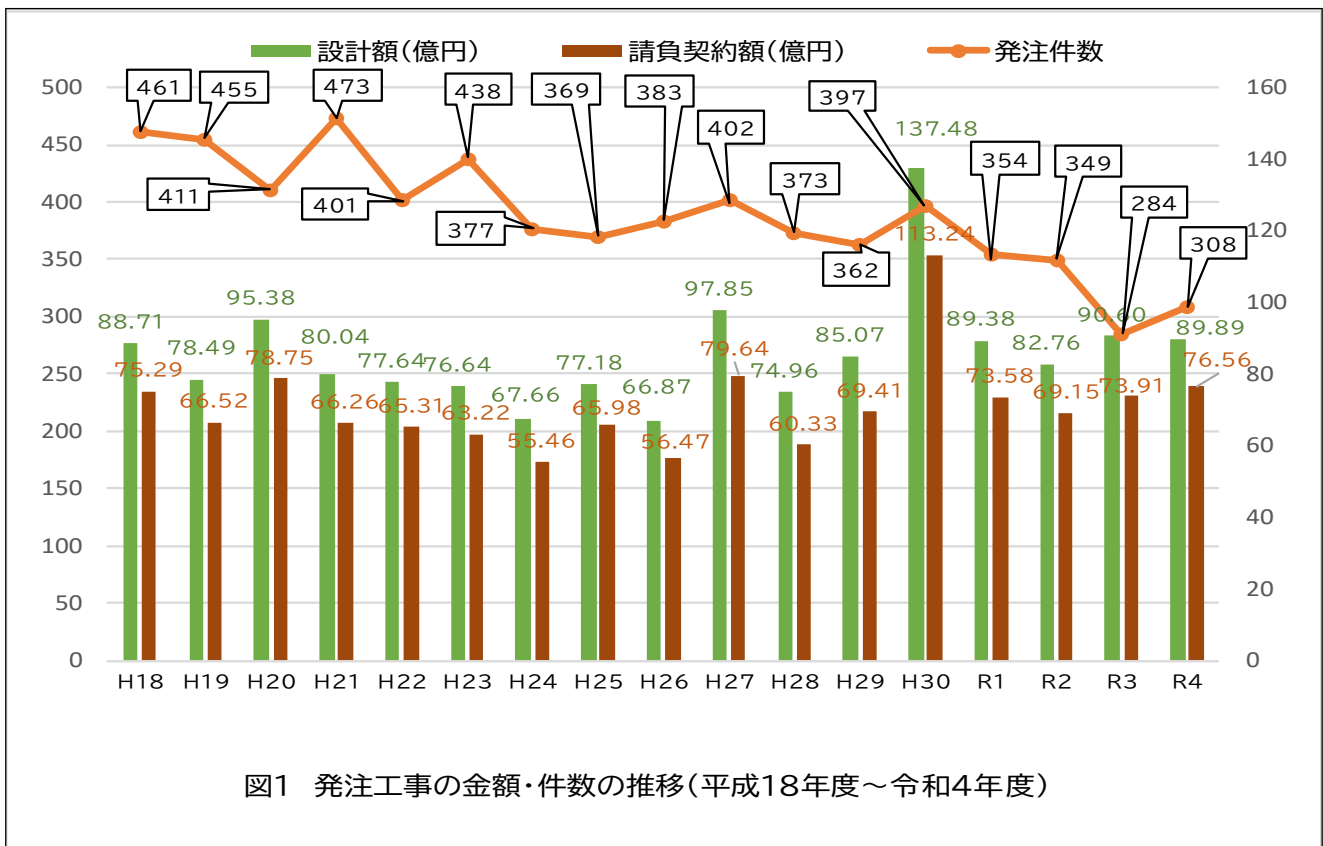
4. 審議事案の総評

本市では、平成30年度に合併特例債を活用した大型建築物などの発注が相つぎ、建設工事の設計金額も過去最高額137億4800万円となったが、合併特例債活用のピークが過ぎ、令和4年度は発注件数308件、設計金額89億8900万円、請負契約金額76億5600万円となった（図1）。

審議の総評は、次のとおりである。

なお、今回の意見書では、本市の入札制度改正後における状況についても検証を行い、それに対する意見も述べる。

- (1) 例年とほぼ同様な事案として、入札案件において現場条件や工事の特殊性により参加者が少ない事案や落札率の高かった事案が見受けられたが、原因と対策などの整理がなされており競争性などについても、概ね確保されているものと推察する。
- (2) 契約金額1,000万円以上の随意契約については、規定に基づく随意契約の妥当性について審議したところ、改善が必要と判断されるものは見当たらなかったが、継続してその必要性と法的整理、契約金額の妥当性、適正性の確保に努められたい。
- (3) 令和3年4月から入札制度が改正され、令和3年度は例年に比べ入札中止が多く見受けられたが、令和4年度は、中止件数の発生原因が全庁的に共有され、チェック機能が向上したことで改善し減少となった。



5. 令和4年度の入札制度改正後における落札率の検証とそれに対する意見

(1) 落札率の比較（最低制限価格制度）

最低制限価格制度は、競争入札における予定価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする「最低落札の原則」の例外制度として、契約履行の確保のため特に必要がある場合に最低制限価格を設定し、それを下回る価格の者とは契約しないとする制度（地方自治法施行令第167条の10第2項）である。

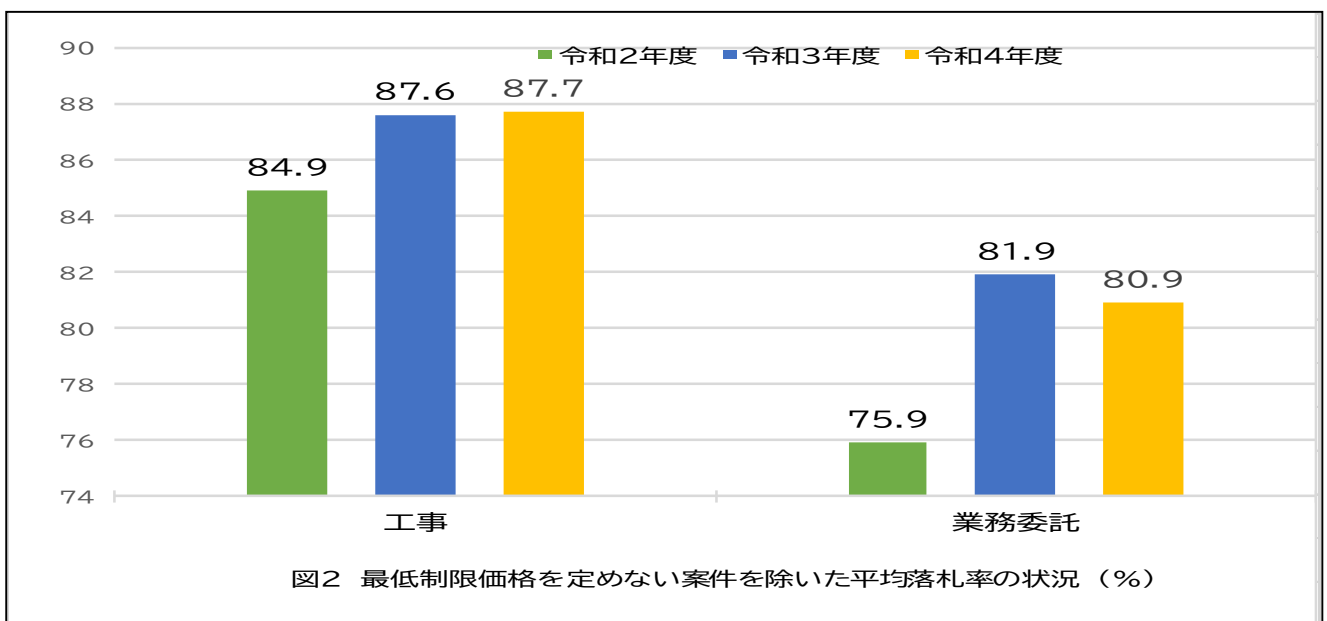
本市の最低制限価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（以下、「公契連」という。）の計算式をもとにランダム係数を乗じ算出されている。これにより本市の平均落札率は、概ね5%上昇すると推測される旨を令和2年度の当委員会の意見書でも述べた（令和2年度意見書8頁）。そこで、最低制限価格率の計算方法の改正による平均落札率の変化を確認するため、入札制度改正前の令和2年度と改正後の令和3年度、令和4年度の平均落札率※1を算出した。

図2によると公契連モデルに改正したことにより、令和2年度と令和3年度の比較では、工事は2.7ポイント（87.6%－84.9%＝2.7ポイント）、業務委託は6.0ポイント（81.9%－75.9%＝6.0ポイント）上昇した。

次に、令和3年度と令和4年度の比較では、工事は0.1ポイント増（87.7%－87.6%＝0.1ポイント）、業務委託は1.0ポイント減（80.9%－81.9%＝△1.0ポイント）と概ね変わらない落札率となり、改正の効果が維持されていると考える。なお、令和5年3月にランダム係数を廃止し、かつ、最低制限価格の算定方法も改正されたことから引き続き、制度改正の効果を注視していく必要があると考える。

※1 平均落札率について

令和3年度の全入札件数358件から最低制限価格を設定していない案件11件を除く347件、令和4年度の全入札件数387件から最低制限価格を設定していない案件10件を除く377件について工事と業務委託の平均落札率を算出し、同条件で比較した。



(2) 落札率の比較（低入札価格調査制度）

続いて、低入札価格調査制度についても同様に検証した。同制度の当初の目的は、最低制限価格の設定上の課題となっている予定価格算出率のくじ引き次第で安価な応札を無効とし、高値の応札者との契約締結を余儀なくされる契約案件の削減と入札不調案件の発生を抑制し、円滑な契約締結を図る目的で設定された制度であった。

改正前は、最低制限価格 85%と低入札価格 75%付近に応札額が集中する現状から設定目的と乖離しているという課題があった（令和元年度意見書 6 頁）。表 1 から明らかなように「低入札価格調査制度の施行状況」の制度改正前の令和 2 年度以前については、土木工事平均落札率が 75%ないし 76%付近に集中していたことがわかる。

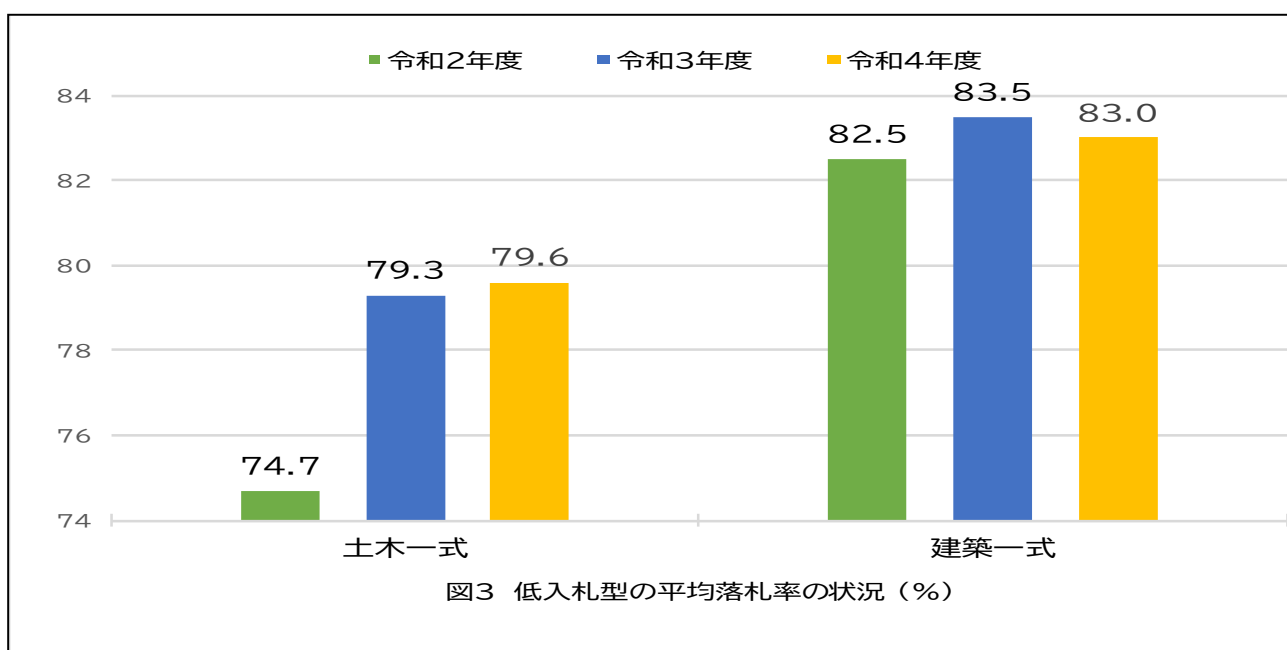
最低制限価格の見直しと同時に低入札価格調査制度における審査基準割合（設計内訳書に記載された価格に乗じる率）の見直しも行ったことから、低入札価格調査を経て契約に至った工事の令和 2 年度と令和 3 年度、令和 4 年度の平均落札率を比較した。図 3 によると審査基準割合の見直しにより、土木一式工事については令和 3 年度に大きく上昇し、令和 4 年度も 0.3 ポイント（79.6%－79.3%＝0.3 ポイント）上昇していることから、改正の効果が維持されているものとする。しかし、建築一式は令和 4 年度は令和 3 年度と比較すると平均落札率は 0.5 ポイント（83.0%－83.5%＝△0.5 ポイント）低くなり、令和 2 年度の平均落札率 82.5%と比較すると 0.5 ポイント（83.0%－82.5%＝0.5 ポイント）の上昇にとどまっている。建築一式は制度改正の効果は顕著ではないものの、もともと平均落札率が高いことから今後も改正効果を見守る必要があると考える。

なお、令和 5 年 3 月に入札制度の改正により低入札価格調査の見直しも行ったことから、落札率の比較については、今後も検証していく必要があると考える。

表1 低入札価格調査制度の施行状況

	26年度 (11月～)	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
発注件数	3件	21件	15件	20件	23件	15件	21件	19件	21件
内低入札契約	2件	13件	13件	18件	16件	13件	17件	15件	18件
土木一式工事	2件	6件	9件	9件	12件	11件	12件	10件	11件
水道本管工事	－	6件	4件	4件	2件	－	1件	2件	5件
建築一式工事	－	－	－	4件	－	2件	4件	2件	2件
管工事	－	1件	－	－	1件	－	－	1件	－
電気工事	－	－	－	1件	1件	－	－	－	－
平均落札率	79.00%	78.10%	76.70%	78.70%	79.30%	78.38%	79.45%	80.67%	81.40%
土木工事平均落札率	79.00%	77.70%	76.70%	76.70%	75.60%	76.79%	75.05%	79.20%	81.20%
建築工事平均落札率	－	81.60%	－	80.80%	80.90%	84.75%	87.45%	87.26%	86.00%

(注) 表1中の平均落札率は、設計金額1億円以上(税込)の低入札価格調査で発注した工事全てを対象としている。



(注) 図3中の平均落札率は、設計金額1億円以上(税込)の低入札価格調査で発注した全ての案件のうち、調査基準価格未満の入札価格により低入札価格調査を経て落札決定としたものを対象としている。

(3) 総合評価落札方式

総合評価落札方式は、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」（工事成績、工事实績、技術提案など）を総合的に評価し、落札者を決定する方式である。国では、平成19年3月30日付け国土交通省総合政策局長通知において、「各地方公共団体は施工実績・工事成績や地域貢献の実績評価を重視した総合評価方式の導入を速やかに実施すること」としている。本市では、平成19年11月、松阪市総合評価落札方式試行要領を策定し、工事实績、工事成績などを評価する「工事成績等簡易型」で試行運用を図ることとし、平成20年度から平成22年度にかけて、下水道工事で3件の入札を総合評価落札方式で行った。当委員会では、総合評価落札方式の長所を踏まえて、個別案件ごとにより良い工夫を加えながら、実施案件の増加を検討するよう提言してきたが、入札参加開始から契約締結までに期間を要する点や、価格のみの競争入札を行う中で工事の品質そのものに不具合が生じていないという理由で平成23年度以降実施されて来なかった。しかし、令和3年度から同方式が再開されたことは高く評価したところである。

令和4年度の入札結果では、表2で示すような事例が発生している。本市の総合評価落札方式は、ダンピングの対策等から低入札価格調査制度を併用している。また、失格基準価格の算出も応札者の入札価格の低い方から7割の入札価格の平均額に0.95を乗じて算定されていることから、今回の入札結果では総合評価値が高い業者が2業者とも失格基準価格未満により失格となった事例である。失格となった2業者は技術評価点も総合評価値も高かった業者であり低入札価格調査制度における失格基準価格の設定方法に問題があったと推測される。令和5年3月から同制度は、総合評価落札方式のみが適用され、総合評価のメリットを生かすためにも検討が必要であると考えられる。

また、昨年度の意見書でも述べたが、総合評価落札方式は発注公告から落札者決定に至るまで、様々な手続きが必要で約2か月の期間が必要となり、いかに時間を短縮できるかが研究課題である。若手や女性技術者の登用にインセンティブを与えるなどその時代に見合った評価項目の検討とともに、同方式での発注の効果を検証し、同方式を採用することで、受注希望者の工事成績などの評価や企業の技術力の向上に対する意欲を高め、建設業者の育成につなげることを期待したい。

表2 松阪市公共下水道事業松阪第1処理分区38号外污水管渠及び配水管布設替工事

参加者	入札金額（円）	技術評価点	総合評価値 (技術評価点/入札金額)	落札結果
A社	170,735,000	115.60	6.77072	失格基準価格未満により失格
B社	170,684,000	113.70	6.66143	失格基準価格未満により失格
C社	177,720,000	112.80	6.34706	落札
D社	194,169,000	108.70	5.59821	
E社	205,900,000	110.10	5.34725	
F社	206,000,000	108.80	5.28155	
G社	216,700,000	111.90	5.16382	

(4) 災害時における指名競争入札の適用

公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という。）（平成 17 年法律第 18 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針が定められ、同法第 10 条は各省各庁の長や地方公共団体の長などは、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものと規定されている。その中でも、災害復旧は迅速な対応が求められており、「災害発生後の復旧にあたっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手すること」とされている。

本市においては、令和 3 年度の入札制度の見直しによりこれまでの災害時の応急復旧工事は随意契約、それ以外は一般競争入札としていたものを、発災年度と同年度に行う工事のうち随意契約を適用しないものについては指名競争入札を適用するものとされた。令和 4 年度は指名競争入札 5 件の発注を行い（表 3）、「松阪市災害復旧工事等指名競争入札参加者指名基準」により 6 業者を選定したが、入札辞退により入札参加者数が半数以下となる案件が 3 件となった。開札結果においては、落札率は概ね最低制限価格付近での応札額であり、競争性は確保されていると思われるが、指名業者選定における公正性・透明性などの確保に努めるとともに、入札結果においても談合などの疑いを持たれないように注意されたい。

表 3 令和 4 年度指名競争入札を適用した災害復旧工事

工事名	設計金額 (予定価格)	契約金額	選定業者 6 者	落札率 (%)
普通河川毛谷川河川災害復旧工事	6,950,900	6,589,000	3 者入札参加 3 者辞退	94.79
4 年災第 89 号二級市町村道岩倉線道路災害復旧工事	8,076,200	7,025,700	5 者入札参加 1 者辞退	86.99
4 年災第 92 号・93 号二級市町村道阪内勢津線外 1 線路災害復旧工事	4,997,300	4,319,700	2 者入札参加 4 者辞退	86.44
4 年災第 90 号二級市町村道矢下線道路災害復旧工事	1,996,500	1,719,300	2 者入札参加 4 者辞退	86.12
4 年災第 88 号一級市町村道木梶旧国道線災害復旧工事	2,269,300	1,980,000	6 者入札参加	87.25

6. 当委員会が特に注目した項目とそれに対する意見

(1) 当委員会が注目した入札結果について

①当委員会がこれまで指摘した意見に基づき、電子入札システムの更新を機に改正が行われた。

ア) ランダム係数の廃止について

ランダム係数を掛けることで、同価格での入札を防ぎ、くじ引きを回避してきた。ランダム係数が高く設定されたことで最低制限価格を下回り幾つかの応札額が失格となり、高い応札額業者と契約締結となる事例が発生している。ランダム係数を廃止することで、このような事例は回避されると思われるが、新システム導入とあわせ入札結果については、引き続き注視されたい。

イ) 低入札価格調査制度の改正について

課題となっているランダム係数について、ア) でも記載したように、その廃止に伴い、最低制限価格をわずかに下回る応札者を落札外とし、高い応札金額での契約を余儀なくされるというケースがなくなると考えられる。また、これまで積算内訳書審査基準付近での応札が集中し、落札率が低くなるケースが主に土木一式工事において見受けられていたため、低入札価格調査制度の改正に伴い入札の結果については注視されたい。

②同日落札制限について

同日落札制限は、受注機会の確保を図ることを目的に、同日に開札する契約金額4,000万円未満（建築一式工事8,000万円未満）※2の工事における落札件数は1業者1件とする制度である（業務委託については金額に係わず全面適用）。入札参加業者が多数見込まれ、競争性が確保できると見込まれる土木一式工事・舗装工事等については同日落札制限の対象としている。また、同日に開札する複数の同種工事等で入札参加者がきわめて少数となることが予想される工事等については、同日落札制限から除外することができる。

令和4年度においては、同制度により入札無効となり高値応札や、参加できなくなったことで入札不調となった案件（表4）が見受けられた。同制度の意義は尊重するところではあるが、発注公告や入札日などの調整をするなど更なる工夫が必要と思われる。

※2 同日落札制限の契約金額

契約金額について、令和5年1月1日施行の「建設業法施行令の一部を改正する政令」により建築一式工事以外3,500万円を4,000万円に建築一式工事7,000万円を8,000万円にそれぞれ改正した。

表4 同日落札制限による入札無効で入札不調となった事案

工事名	入札日	設計金額 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	入札参加 業者	同日落札制限に より参加できな くなった業者
豊原町道路修繕工事	R5. 1. 19	7,865,000	6,816,700	86.7	12	0
阿波曾町配水管移設工事	R5. 1. 19	7,356,800	6,464,700	87.9	7	1
なめり湖公園整備工事	R5. 1. 19	3,133,900	2,730,200	87.1	6	0
庚申川維持工事	R5. 1. 19	2,728,000	2,354,000	86.3	7	1
愛宕町天神通り線舗装修繕 工事	R5. 1. 19	2,334,200	2,010,800	86.1	11	3
東黒部 16 号線舗装修繕工 事	R5. 1. 19	2,204,400	1,899,700	86.2	9	3
八重田殿村線舗装修繕工事	R5. 1. 19	1,997,600	1,716,000	85.9	8	3
高田中野前線道路修繕工事	R5. 1. 19	1,965,700	1,698,400	86.4	6	2
出間 4 号線舗装修繕工事	R5. 1. 19	1,908,500	1,647,800	86.3	9	5
立田町排水路維持工事	R5. 1. 19	1,596,100	1,387,100	86.9	3	2
鎌田町排水路維持工事	R5. 1. 19	1,425,000	—	—	入札不調	
四ッ又久保線舗装修繕工事	R5. 1. 19	1,036,000	—	—	入札不調	

(2) 週休2日制工事

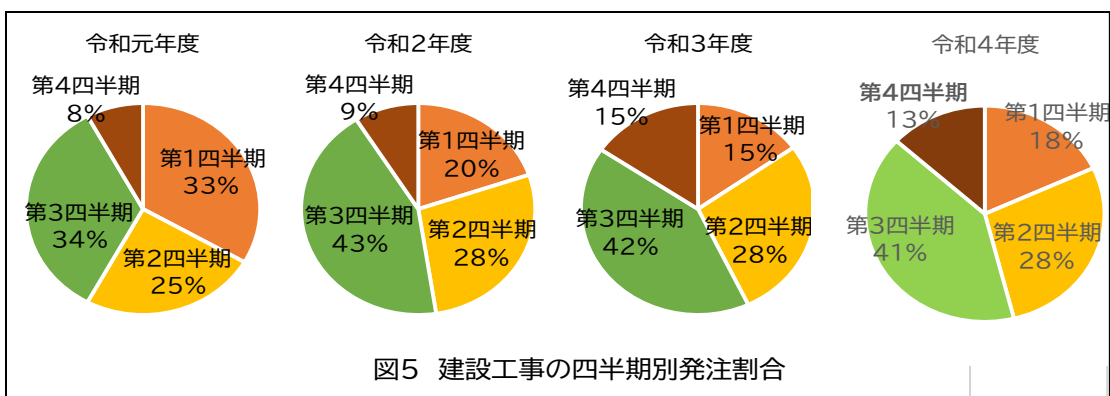
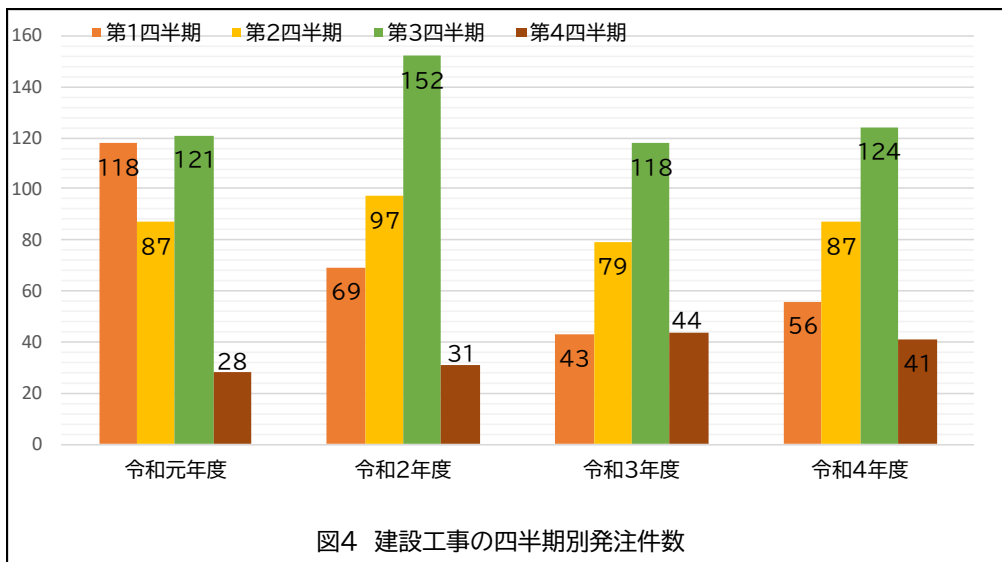
政府は平成30年3月、「働き方改革実行計画」を策定した。時間外労働の上限規制については、建設業に対し改正労働基準法施行から5年間の猶予期間が設けられたが、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働上限規制が適用されることとなる。週40時間が法律で定められた労働時間の限度となるが、労働基準法第36条に基づく協定（いわゆる36協定）を事業主が締結したとしても「月45時間・年360時間」が時間外労働の上限となる。上限規制は、災害の復旧や復興を目的とした事業を除き、建設業すべてが規制の対象であり、特別な事情があって具体的な取り決めをしない限り時間外労働は「月45時間・年360時間」以内となる。

建設業の働き方改革を実現するために個々の建設企業や建設業全体における適切な労務管理や生産性向上に向けた取組みが必要である。下請契約においても、請負契約における取組みと同様、週休2日をベースとし、建設工事に従事するすべての者が時間外労働の上限規制をクリアできるよう、元請・下請双方が十分に協議の上、適正な工期を設定したうえで取組むことが重要である。品確法においては受注者の責務として適正な工期等を定める下請契約の締結や公共工事の実施のための労働環境の改善などが、また、発注者の責務として公共工事に従事する者の労働時間やその他の労働条件が適正に確保されるよう適正な工期を設定することがそれぞれ定められている。このようなことから、週休2日制工事を実現できる環境づくりに向け、適正な工期の設定や工事の平準化などの取組みを検討されたい。

(3) 工事の平準化

工事の平準化については、品確法による発注者の責務についての指針も出されている。本市においては、令和4年度も6,000万円の債務負担行為を設定し、道路維持修繕工事などについて早期着手しているが、更なる取組みを検討されたい。

図4、図5は令和元年度から令和4年度の四半期ごとの工事発注件数と発注割合を示している。国や県が推進する工事の平準化については、工事施工が年度末に過度に集中することを避け、年度当初の第1四半期（4月～6月）より工事に着工できるよう求めているところである。令和4年度の第1四半期の発注件数は前年度と比較すると43件から56件に13件増加し、発注割合においても15%から18%へ3ポイント増加した結果となった。引き続き、第1四半期の発注件数が増加するような取組みを検討されたい。また、今後においても早期発注や、債務負担行為をできる限り活用し工事平準化を目指すことを再度提案したい。



(4) インセンティブ型入札

インセンティブ型入札は、当委員会でも継続的に審議を行い、工事の適正な施工確保を図るとともに、市内業者の技術力向上や社会的貢献へのモチベーションを高めるため、優良工事を施工した者、全工種の平均成績点が85点以上の者、災害復旧工事を2回以上受注した実績がある者のいずれかを入札参加資格要件とし、平成29年度から試行導入している制度である。

表5は、令和3年度までのインセンティブ型入札発注を表した。毎年5件程度の発注を行い、10社程度の入札参加者数があり、受注者からも好評を得ていた。表6は令和4年度の実績である。過去の発注件数より減少している。これは、同制度に入札参加ができる災害受注工事の2回以上の実績業者がなくなり、過去の参加数と比較すると災害が少なくなったため入札参加業者の減少が顕著（表7）である。状況によって柔軟に運用するなど同制度の更により良い方法を検討し、引き続き、インセンティブ型入札による発注の継続を期待したい。

表5 インセンティブ型入札発注

年度		事業名	設計額	入札参加数
29	1	射和中万線道路修繕工事	4,700,160	8
29	2	谷線道路改良工事	16,654,680	19
29	3	松阪市公共下水道事業松阪第2処理分区 839号外污水管渠工事	49,311,720	15
年度		事業名	設計額	入札参加数
30	1	谷線道路改良工事	8,186,400	11
30	2	射和中万線道路修繕工事	4,739,040	10
30	3	脇谷2号線道路改良工事	16,004,520	15
30	4	浜垣内1号線外1線舗装新設工事	7,192,800	6
30	5	第30-301号曾原町外配水管布設替工事	49,559,040	11
年度		事業名	設計額	入札参加数
1	1	清水3号線道路修繕工事	4,445,280	11
1	2	射和中万線道路修繕工事	4,410,720	11
1	3	松阪市公共下水道事業小黒田第7排水区 690-1号外雨水管渠工事	13,712,600	10
1	4	脇谷2号線道路改良工事	12,225,400	14
1	5	中万町道路修繕工事	4,736,600	11
1	6	令和元年度松阪市総合運動公園建設工事 (その3)	25,913,800	19
1	7	第1-401号飯南町粥見配水管布設替工事	48,060,100	13
年度		事業名	設計額	入札参加数
2	1	小黒田野田1号線道路修繕工事	3,830,200	10
2	2	令和2年度松阪市総合運動公園建設工事	13,853,400	15
2	3	射和中万線道路修繕工事	3,929,200	5
2	4	久保若芽町道路修繕工事	3,320,900	11
2	5	松阪市公共下水道事業小黒田第7排水区 716-1号外雨水管渠工事	34,654,400	14
2	6	令和元年度松阪市総合運動公園建設工事 (その7)	18,613,100	14
2	7	第2-402号飯南町粥見配水管布設替工事	46,928,200	16
年度		事業名	設計額	入札参加数
3	1	小黒田北田1号線道路修繕工事	4,099,700	6
3	2	山添上川線道路改良工事	23,184,700	12
3	3	第3-301号中道町外配水管布設替工事	48,829,000	9
3	4	松阪市公共下水道事業松阪第3処理分区 798-1号外污水管渠工事	39,312,900	9
3	5	曾原中林2号線舗装新設工事	22,038,500	7
3	6	上川住宅1号線道路修繕工事	3,404,500	5
3	7	塩浜塚本線道路修繕工事	1,818,300	4

表6 令和4年度インセンティブ型入札案件（単位：円）

工 事 名	予定価格	請負契約額	入札参加数
西野笹川線道路改良工事	29,912,300	26,313,100	3
浸水対策事業焼橋排水路改修工事	28,494,400	24,923,800	1
準用河川九手川河川改修工事	34,845,800	30,489,800	1

表7 インセンティブ型入札参加可能業者数

	過去2年度の完成検査で優良工事を施工	過去3年度の完成検査で全工種の平均成績点が85点以上	過去3年度に契約監理課発注の災害復旧工事を2回以上受注した実績	合 計
平成29年度	11	7	19	37
平成30年度	7	9	23	39
令和元年度	7	11	23	41
令和2年度	10	11	21	42
令和3年度	10	7	10	27
令和4年度	8	9	0	17

7. むすびに

めまぐるしく変化する社会情勢や経済状況の中、建設業は良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っているが、その担い手を確保するためには労働者が働きやすい環境を作ることが急務である。

近年では、適切な賃金水準の確保や安定的な仕事量の確保、週休2日制工事の拡大など、様々な施策が行われているが、女性や若手活躍の推進や教育訓練の充実なども、抜本的な改善に向けた取組みとして必要であると考えます。

こうした取組みにより、技能労働者の処遇の向上や建設業の持続的な発展に必要な若い人材の確保を行うことが重要であるといえる。

本意見書は、本市における入札及び契約業務においてより適正な制度を確立するため公正性、公平性、競争性、透明性と品質確保の観点から意見を述べてきた。それらの意見に基づき、令和5年3月も改正が行われたことは高く評価するものである。しかし、入札・契約は、日々行われており、状況に応じてさらなる改善が必要とされ、引き続き注視する必要がある。今後も時代の変化に対応しながら適正な入札制度の構築を行い、本市の活性化、発展につながることを期待したい。

